

令和5年第4回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和5年12月14日 開会

令和5年12月21日 閉会

鳴沢村議会

## 令和5年第4回鳴沢村議会定例会会議録

令和5年12月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦秀康	2番	渡辺永幸
3番	渡辺辰也	4番	三浦雄一郎
5番	土屋文明	6番	渡辺次男
7番	三浦直樹	8番	小林昭一
9番	渡邊明雄	10番	渡辺正人

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子  
総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

### 7、会議事件

議案第35号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第36号 鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第37号 鳴沢村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第38号 鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第39号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第40号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第41号 鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例を定める件
- 議案第42号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第35号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 5 議案第 36 号 鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 37 号 鳴沢村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 38 号 鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 39 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 40 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 10 議案第 41 号 鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例を定める件
- 日程第 11 議案第 42 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 43 号 令和 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 44 号 令和 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 45 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 46 号 令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 一般質問

## ◎議長挨拶

議長（渡辺正人君） 令和5年第4回定例会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

今年も師走となり、あと僅かとなりましたが、振り返りますと、今年の夏の猛暑による影響は大きく、特産品の高原野菜も日照りにより高温障害が発生したり、小学校でも熱中症対策に大変苦勞されたと伺っています。実際に7月で30度を超えた真夏日は月の3分の2に当たる20日間、33度以上の猛暑日は、過去の平均2日に対して4倍の8日も観測されました。また、最高気温も10年前より約1度ほど高くなり、温暖化はこの鳴沢村でも例外ではないと実感した年でありました。

そして、近年、欧州で発生している熱波では、フランスで42.4度、スペインで43.6度など、猛暑を超える気温を観測し、甚大な健康被害が発生しています。

そのような中、国も熱中症や熱波に備えて政策を打ち出しています。気候変動適応法を改正し、熱中症の危険が高い場合など、国民に注意を促す特別警戒情報を法定化することや、熱中症対策推進事業により、クーリングシェルターとして公民館などにエアコンなどを設置して緊急時の避難場所とするなど、熱中症対応、熱波対策に乗り出しています。

鳴沢村においても、体育館などの運動施設の利用者に対する熱中症予防と夏に避難所として使用する場合も想定して、今後検討する必要があると考えています。議員各位のご意見を伺いながら、全員協議会に諮り、施策を検討してまいりたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、今回の定例会も12件の議案が提出されています。慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

---

開会 午後 2時30分

議長（渡辺正人君） ただいまから、令和5年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎村長挨拶

議長（渡辺正人君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 年末のお忙しい中、皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。

師走というだけあって誰もが忙しい、せわしない時間を送っていることだと思えます。

ウクライナ戦争の影響、また、円安による影響によって物価の高騰を招いており、その上昇の勢いはとどまることを知りません。また、政治資金パーティーの収入の一部を裏金化したという問題で、現政権は揺れに揺れている状態です。この不安定な状況の中ではありますが、村内の事業は着々と進めていかなければならないと思っております。

今定例会では、条例に関するものが7件、補正予算に関するものが5件となっております。ご審議の上、承認していただきたくお願い申し上げて、私の挨拶といたします。

---

議長（渡辺正人君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺永幸君、渡辺辰也君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略させていただきます。

次に、町村議会議長会議が山梨県自治会館において11月21日に第3回が開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条の規定による令和5年度定例監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員三浦直樹君。

### 監査委員（三浦直樹君）

地方自治法第199条第2項及び同条第4項の規定に基づき実施しました定例監査について報告いたします。

11月15日及び16日の2日間、代表監査委員の梶原実氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について定例監査を行いました。

事業執行状況については、令和5年度における全250項目のうち、100万円以上、かつ10月13日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の20事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、令和4年度一般会計において、1補助事業者について50万円以上の補助金を交付しているうちの3事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則などに基づいて、交付事務が適正に行われているか審査しました。

入札事務については、令和5年度において、10月末日までに執行された8件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて、事務が適正に行われているか審査しました。

この定例監査の結果につきましては、同条第9項及び鳴沢村監査基準第14条第1項の規定により、11月25日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日、議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で定例監査の報告を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で定例監査の結果報告を終わります。

次に、令和5年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一君。

**議会運営委員長（小林昭一君）**

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和5年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の



運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月1日の午後1時30分及び7日の午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月1日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は12月14日より12月21日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の各委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月5日正午までとすること。

以上であります。

次に、12月7日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、5日正午に通告が締め切られた3名3件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、総務教育厚生常任委員長 土屋文明君。

**総務教育厚生常任委員長（土屋文明君）**

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和5年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月7日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、議会からの要望事項等の進捗調査についての1件です。

過去4年間における村への議会からの要望事項や総務教育厚生常任委員会が座談会で住民より伺った要望事項について、各委員が調査した結果を持ち寄り、協議を行った結果、今後委員会として取り組むべき事案について、整理、検討いたしました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、建設産業経済常任委員長 渡辺永幸君。  
**建設産業経済常任委員長（渡辺永幸君）**

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和5年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月1日午後2時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員3名と議長、会議事件説明のため教育課長及び教育課職員1名、振興課長及び振興課職員2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、小学校キュービクル及び空調設備設置工事

について、令和6年度に予定している道路工事等について、山下商事の住民説明会に係る報告についての3件です。

会議ではまず、教育課より、本定例会で補正予算要求している小学校エアコン設置工事について、計画内容の説明を受けました。

次に、振興課より、来年度予定している村の工事等についての計画内容について説明を受けました。

続いて、10月6日に開催された山下商事の住民説明会に係る報告を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、広報常任委員長 渡邊明雄君。

**広報常任委員長（渡邊明雄君）**

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月20日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第54号（案）についての1件です。

既にご覧いただいていると思いますが、議会だより第54号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月11月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、村民体育祭りでの聖火ランナーを表紙

にし、令和4年度決算認定の記事をトップ項目とし、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（渡辺正人君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第35号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（渡辺正人君）** 日程第4、議案第35号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

**総務課長（三浦寿得君）** 議案第35号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

令和5年8月7日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等を考慮し、本村職員の給料、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行う必要があるため、鳴沢村職員

給与条例の一部を改正するものであります。

はじめに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

条例第 2 条及び第 1 2 条の 2 において、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の規定を整備し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 6 条の 8 に基づき、他の自治体から派遣を受けた場合に、本村が派遣された職員に対して支給する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給するために、所要の改正をするものであります。

同じく、1 ページから 2 ページをご覧ください。

人事院勧告に基づき、条例第 9 条の 2 を改正することにより、初任給調整手当の支給限度額を引き上げ、所要の改正を行うものであります。

3 ページから 5 ページをご覧ください。

条例第 1 6 条第 2 項の期末手当及び条例第 1 7 条第 2 項の勤勉手当については、民間の給与・賞与支給割合に見合うように引き上げ、所要の改正を行うものであります。

条例第 1 6 条第 2 項を改正することにより、期末手当を一般職員においては 1. 2 月から 1. 2 5 月に、特定幹部職員においては 1. 0 月から 1. 0 5 月に、定年前再任用短時間勤務職員においては 0. 6 7 5 月から 0. 7 0 月に、定年前再任用短時間勤務特定幹部職員においては 0. 5 7 5 月から 0. 6 0 月に改正するものであります。

次に、条例第 1 7 条第 2 項を改正することにより、勤勉手当を一般職員においては 1. 0 月から 1. 0 5 月に、特定幹部職員においては 1. 2 月から 1. 2 5 月に、定年前再任用短時間勤

務職員においては0.475月から0.50月に、定年前再任用短時間勤務特定幹部職員においては0.575月から0.60月に改正するものであります。

これらの改正により、令和5年度12月期の一般職及び特定幹部職員における期末勤勉手当は、2.2月から2.3月へ0.10月分の増額となり、令和5年度の期末勤勉手当の合計は年間で4.5月分となります。

6ページから11ページをご覧ください。

行政職給料表及び看護・保健職給料表を国家公務員の俸給表に準じて改めるものであります。

若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、全級・全号給について全体で1.3%の引上げ改定となります。これに伴い、初任給については、大卒初任給を1万1,000円、高卒初任給を1万2,000円それぞれ引き上げます。

以上、第1条の改正につきましては、公布の日から施行しますが、給与改定については、令和5年4月1日から遡及適用となり、賞与に係る条例第16条第2項及び条例第17条第2項の改正については、令和5年12月1日から適用となります。

続きまして、12ページから14ページをご覧ください。

第2条の改正内容は、第1条により引上げを行った期末手当及び勤勉手当について、6月期、12月期合わせて0.10月分の増額となるように改正を行うものであり、令和6年4月1日から施行するものであります。

条例第16条第2項を改正することにより、期末手当を一般職員においては1.25月から1.225月に、特定幹部職員においては1.05月から1.025月に、定年前再任用短時間勤務職員においては0.7月から0.6875月に、定年前再

任用短時間勤務特定幹部職員においては0.60月から0.5875月に改正するものであります。

条例第17条第2項を改正することにより、勤勉手当を一般職員においては1.05月から1.025月に、特定幹部職員においては1.25月から1.225月に、定年前再任用短時間勤務職員においては0.50月から0.4875月に、定年前再任用短時間勤務特定幹部職員においては0.60月から0.5875月に改定されます。

第2条の改正により、令和6年度6月期の一般職及び特定幹部職員における期末勤勉手当は2.3月から2.25月へ0.05月分の減額となり、令和6年度の期末勤勉手当の合計は年間で4.5月分となります。

以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第5 議案第36号 鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（渡辺正人君）** 日程第5、議案第36号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿特君。

**総務課長（三浦寿得君）** 議案第36号鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本年9月補正予算により、小学校、保育所等の防犯カメラ設置の予算が可決され、整備を進めているところでありますが、防犯カメラを設置する施設が増えることに伴う防犯カメラ設置表示の整理及び防犯カメラの画像が個人情報に該当することに伴う取扱規定の追加が必要となるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第5条中「、管理責任者の氏名」の削除であります。管理責任者の氏名につきましては、鳴沢村防犯カメラの設置及び維持管理条例施行規則にて規定しておりますので、削除するものであります。

次に、第9条として、「画像に関する取扱いは、この条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律及び鳴沢村個人



情報保護法施行条例の規定によるものとする。」という一条を追加し、第9条を第10条とするものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で、議案第36号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第6 議案第37号 鳴沢村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第7 議案第38号 鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第6、議案第37号鳴沢村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第7、議案第38号鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿特君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第37号鳴沢村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第38号鳴沢村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第37号から38号までの議案に関しましては、共通の改正に係るものですので一括説明とさせていただきます。

本2議案につきましては、開示請求の実費費用等を条例上、細則を参照するように規定しておりましたが、他市町村の制定等の実情を踏まえて、細則に代わり、規則として本年3月に規則制定したところであります。このことから、条例上の引用規則の整合性をとるための所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第37号から議案第38号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 討論なしと認めます。

これより議案第37号及び議案第38号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号の2件は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第8 議案第39号 鳴沢村特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を定める件

**議長(渡辺正人君)** 日程第8、議案第39号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長小林昭博君。

**住民課長(小林昭博君)** 議案第39号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し

上げます。

今回の改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）により、所要の改正を行うものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第36条第3項につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において読替規定を追加する改正が行われたため、これに準拠して改正を行うものであります。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第39号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第9 議案第40号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（渡辺正人君）** 日程第9、議案第40号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長小林昭博君。

**住民課長（小林昭博君）** 議案第40号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により、出産する被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について定めるものであります。

改正点についてご説明申し上げます。

1ページ、第22条第3項をご覧ください。

こちらにつきましては、出産被保険者がある場合、当該世帯主に賦課する国民健康保険税の出産被保険者に係る所得割額及び均等割額から、次の各号に掲げる区分、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額となりますが、これらの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額することにつ

いて定めるものであり、減額の期間は、単胎妊娠の場合は、出産予定日が属する月の前月から出産予定日が属する月の翌々月までの計4ヶ月間の期間となり、多胎妊娠の場合は、出産予定日が属する月の3ヶ月前から出産予定日が属する月の翌々月までの計6ヶ月分の期間となります。

次に、3ページ下段の第23条の4をご覧ください。

こちらについては、第22条第3項に該当する場合の届出に関する事項について定めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年1月1日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和5年分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、議案第40号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡辺正人君)** 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第10 議案第41号 鳴沢村簡易水道事業の設置等  
に関する条例を定める件**

**議長 (渡辺正人君)** 日程第10、議案第41号鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長小林昌信君。

**振興課長 (小林昌信君)** 議案第41号鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日から公営企業会計に移行する簡易水道事業について、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定等を適用するにあたり、新たに条例を制定するものでございます。

条例に関しまして、要点を絞って説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条については、この条例の趣旨の記載があります。

第2条では、設置についての規定になります。

第3条、法の規定範囲の適用についての記載になります。

第4条、経営の基本については、企業としての運営の在り方を記載してあります。

第5条、重要な資産の取得及び処分についての規定ですが、法

に基づき、予算で定めなければならない資産の取得及び処分については、700万円以上の不動産もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡などとしてございます。この金額については、地方公営企業法施行令第26条の3の規定により、町村の基準額を参考に設定してあります。

第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除についてですが、議会の同意を得なければならない規定を10万円以上としてあります。

第7条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等ですが、地方自治法の適用外となることから、この条例で規定するものです。

第8条、会計事務について、公金の収納、保管など、会計事務をこれまでどおり会計管理者が行うこととしたため、会計管理者が行う権限を規定したものであります。

2ページをご覧ください。

第9条、業務状況説明書類の作成ですが、法第40条の2第1項の規定により、毎年2回以上の経営状況説明書類の作成が必要となっています。

最後に、附則についてですが、この条例の施行日を令和6年4月1日とし、これにより、鳴沢村簡易水道事業特別会計から鳴沢村簡易水道事業に移行することとなります。

以上で、議案第41号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ



りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡辺正人君)** 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第42号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)

◎日程第12 議案第43号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第13 議案第44号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第14 議案第45号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第15 議案第46号 令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

**議長 (渡辺正人君)** 日程第11、議案第42号令和5年度鳴沢村

一般会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第46号令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 議案第42号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から議案第46号令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに2億8,122万1,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を35億8,981万8,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、小学校管理運営費1億3,652万1,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業2,388万7,000円、ふるさと納税推進事業858万8,000円などで、早急に対応しなければならぬものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、村債1億600万円、普通交付税6,711万2,000円、国庫支出金3,518万円、前年度からの繰越金490万9,000円などを見込んでおります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、戸籍住民基本台帳費360万3,000円、小学校管理運営費1億3,652万1,000円、鳴沢小学校創立150周年記念事業143万円を令和6年度へ繰越しできるものとして設定するものであります。

簡易水道事業特別会計につきましては、令和6年度から公営企

業会計へ移行することに伴い、簡易水道運営調整基金 2, 4 2 8 万円を取り崩す必要があるため、予備費として計上するものであります。

介護保険特別会計の主な歳出の概要につきましては、国庫支出金等償還事業 3, 5 5 4 万 9, 0 0 0 円などで、国・県・支払基金からの負担金、補助金、交付金の翌年度精算による返還金として計上しております。

事業実施に係る財源として、繰越金 3, 5 5 4 万 9, 0 0 0 円などを見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第 4 2 号から議案第 4 6 号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 4 2 号から議案第 4 6 号までの 5 件については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

## ◎日程第 1 6 一般質問

**議長（渡辺正人君）** 日程第 1 6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺次男君からの「水道管の耐震化への取組は」の質問を許します。6 番 渡辺次男君。

### 6 番（渡辺次男君）

水道管の耐震化への取組について村長に伺います。

1 0 月 1 8 日の山日新聞 1 面で、水道管耐震 3 6 % 止まり、全国平均 4 . 4 ポイント下回るというタイトルで、県内 1 8 事業体ごとの 2 1 年度末の耐震適合率が報道されましたが、なぜか

当村のデータは載っていませんでした。

令和4年度の当初予算の説明では、令和4年度の布設替え工事の延長を加味して、耐震適合率は16.7%でしたが、現在は20.75%の進捗と伺っております。

国土強靱化計画では、28年度末までに60%以上にするという目標を掲げています。

本村では、令和6年度から簡易水道事業が公営企業会計に移行されますが、水道管の耐震化向上に向けてどのように取り組むのか伺います。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 渡辺次男議員からの水道管の耐震化への取組についての質問にお答えいたします。

質問にありました山日新聞の報道に当村のデータが載っていなかったのは、計画給水人口が5,000人以上の上水道の水道統計の発表を記事にしていたためです。鳴沢村の計画給水人口は3,000人で、簡易水道となっていますので、記載されていませんでした。

水道管の更新ですが、昨年度までは、道路工事に合わせ、老朽管の布設替えはその都度行っております。耐震化については、平成21年から、布設替え工事の際に耐震性の高いポリエチレン管を使用して耐震化を図っております。令和5年度は、耐震化を促進するため、道路工事に関係なく、老朽管から耐震工事を行っております。

今後も、埋設年度不明の鋼管で主要な管路を抽出し、優先して水道管の布設替え工事計画を作成し、計画的に耐震化を進めていく予定となっております。

以上で、渡辺次男議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 答弁を終わります。

渡辺次男君に申し上げます。再質問はありませんか。

6番 渡辺次男君。

**6番（渡辺次男君）**

計画的に耐震化を進めていくということですので、その進捗状況を見える化するなどして、村民に情報発信をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「渋滞緩和対策の現状は」の質問を許します。7番 三浦直樹君。

**7番（三浦直樹君）**

渋滞緩和対策の現状についてお伺いします。

令和3年度の議会からの要望事項に、国道139号線で現在徐々に進められている国道沿いの無電柱化に合わせて4車線化を推進していただきたいと要望したところ、その回答として、令和2年に鳴沢総合戦略策定時にアンケート調査を実施し、国道139号の渋滞が頻繁に発生していることへの不満は47.5%、改善方法については、バイパスの新設が35.5%、4車線化は14%、139号以外の既存村道の改善については9.8%となっています。この結果を踏まえて、引き続き鳴沢村と富士河口湖町で組織している国道139号鳴沢地内道路整備促進期成同盟会により、国土交通省担当地区整備局の甲府河川国道事務所長に対し、国道139号の渋滞対策を要望している。渋滞対策として4車線にするのか、バイパスを造るかは国が判断するため、渋滞緩和対策を要望しているが、毎日慢性的に渋滞しているわけではないため、対応は難しいとの返事をいただきました。この件であります。現状はどうなっているでしょ

うか。

富士山噴火など、災害時の避難道路として、また、今後鳴沢村内に商業施設、テーマパーク、ホテル建設などの計画が立った場合、交通面で不利益が生じないように、先んじて整備していく必要があると思いますが、どうでしょうか。村長にお伺いします。

**議長（渡辺正人君）** 答弁を求めます。鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 三浦直樹議員からの渋滞緩和対策の現状についての質問にお答えいたします。

国道139号の渋滞緩和対策について、質問にあるとおり、鳴沢村と富士河口湖町で組織している国道139号鳴沢地内道路整備促進期成同盟会により、甲府河川国道事務所長に対し要望しておりますが、やはり対応は難しいという答えです。

そのため、12月6日に富士・東部建設事務所や火山防災対策室等の関係部署と勉強会を開き、通常時と観光シーズンの混雑状況や災害時の避難方法などの意見交換を行いました。

今後も引き続き勉強会を開催し、渋滞緩和策だけでなく、災害時の避難道路の整備や自転車道の整備など、広い分野で道路対策の必要性を検討し、国道139号の道路対策を要望していく予定となっております。

以上で、三浦直樹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 答弁を終わります。

三浦直樹君に申し上げます。再質問はありませんか。

7番 三浦直樹君。

**7番（三浦直樹君）**

仮に紅葉台周辺にテーマパークができた場合、現在の2倍以上の車両が通行することが予想されます。広大な土地と資源を持

つ鳴沢村であります。今後、開発が進んでいくものと思われ  
ます。

大田和交差点までの4車線が2車線となる箇所から、観光シ  
ーズンに激しい渋滞を引き起こす139号線を含む村内道路の脆  
弱さが鳴沢村の弱点でもあります。4車線化、バイパスも含め、  
地域活性化のため今後も繰り返し国交省に進言し、後回しにな  
らないよう強く押し進めていただくことを希望します。

以上で質問を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、「当村における生成A I 導入計画について」の質問を許  
します。5番 土屋文明君。

**5番（土屋文明君）**

今回の一般質問は、生成A I 導入についてであります。

少子高齢化や人口減少が進行する社会の一方で、行政の課題は  
ますます複雑・多様化していきます。行政職員の皆さんの事務  
の負荷は、将来的にもっと増大することが予想されています。

山梨県においては、これらの課題解決に向け、今年の夏から半  
年間の試行により、行政サービスの向上、会議録の作成、書面  
情報の電子化、そしてR P Aなど、生成A I の活用によって業  
務の効率化が認められるとして、この12月1日、県庁全体で  
の運用がスタートしました。

全国の行政・自治体でのC h a t G P Tの導入は、この11月  
末現在、既に168例が報告されています。

当村でも近い将来、生成A I の活用が必須となることは自明の  
理でもあります。そこで当村の生成A I 導入及びそのための人  
材育成等の計画について見解を伺います。

**議長（渡辺正人君）** 答弁を求めます。鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 土屋文明議員からの当村における生成A I 導

入計画についての質問にお答えいたします。

本村においても、生成A I等の新しいデジタルツールを取り入れる必要性は理解しております。

ただ一方で、生成A Iに入力した個人情報やプライバシーに関する情報が生成A Iの機械学習に利用されることがあることや、A Iを利用して生成した文章等を利用する場合には、既存の著作物、知的財産権に係る権利を侵害することのないように注意する必要があります。

生成A Iを活用する場合には、そのようなガイドラインの作成が必要となり、国においては統一的な調達ガイドラインを作成するとされていますが、現在は、教育分野で文部科学省が暫定的なガイドラインを策定した段階です。国でも統一的なガイドラインが作成されておられませんので、本村のような小規模自治体でも積極的に活用できるようにするためには、そのようなガイドラインの策定や教育などの配慮が必要かと思います。

今後の生成A Iの精度の向上等の技術革新に期待した上で、ガイドラインの整備等がしっかりできるようになった段階で導入を検討したいと思います。

以上で、土屋文明議員からの質問の答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 答弁を終わります。

土屋文明君に申し上げます。再質問はありませんか。

土屋文明君。

**5番（土屋文明君）** 現状のお話は伺いました。ありがとうございます。

ガイドラインのお話が今出ましたが、このガイドラインをつくるまでの準備をいつ頃から着手しようと考えているかお知らせください。

**議長（渡辺正人君）** 答弁を求めます。鳴沢村長 小林茂澄君。



村長（小林茂澄君） ただいまのところは、時期尚早ということで、  
考えておりません。

議長（渡辺正人君） 答弁を終わります。

土屋文明君に申し上げます。2回目の再質問はありませんか。  
土屋文明君。

5番（土屋文明君） 現在考えていないという話なんです、先ほど168の事例もありましたが、東京都でも、山梨県でも、同じようなガイドラインは既につくった段階で着手していると。東京都は、例えば今年の8月から文章生成AI利活用ガイドラインというのが発表されまして、これは調べれば分かるんですが、かなり多くの、あそこは何万人かの職員ですが、そこでかなりしっかりしたガイドラインが出ています。

今お話がありましたとおり、これから検討するという話なんです、準備はきちっと早めにやっておかないと、現在で168の市町村がやっているわけですよ。鳴沢村はそれに着手もしないと、どんどん後れていってしまいますので、準備だけは早めにやって、進めていただければと思います。

今日の山日新聞のほうにも、山梨市内の高校のほうでAIの特殊授業が昨日行われたというのがあります。また、高校2年生のクラスでもそういうことは始まっているわけですから、同じようなベクトルに行かないといけないと思いますので、しっかり準備と検討に着手していただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（渡辺正人君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

議長（渡辺正人君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月15日から20日までの6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月15日から20日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は12月21日午後3時30分から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月14日

議会議長

署名議員

署名議員

令和5年12月21日再開

1、出席議員

1番	三浦秀康	2番	渡辺永幸
3番	渡辺辰也	4番	三浦雄一郎
5番	土屋文明	6番	渡辺次男
7番	三浦直樹	8番	小林昭一
9番	渡邊明雄	10番	渡辺正人

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子  
総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第42号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第4号)  
日程第4 議案第43号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)  
日程第5 議案第44号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第1号)

- 日程第 6 議案第 4 5 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 4 6 号 令和 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査の件

---

再開 午後 3 時 3 0 分

議長（渡辺正人君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、三浦雄一郎君、土屋文明君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

議長（渡辺正人君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 5 年第 3 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合、6 番 渡辺次男君。

6 番（渡辺次男君） 令和 5 年第 3 回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

9 月 2 1 日午前 1 0 時より招集され、会議が行われました。

議員 1 5 名と、会議事件説明のために、外川健志組合長をはじめ、事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

最初に人事の報告があり、富士河口湖町小立地区の古屋幹吉氏の辞職に伴い、後任として古屋 実氏の当選が報告されました。

本会議においては、会期が 9 月 2 1 日の 1 日間と決定されました。

会議事件は認定2件で、まず、認定第1号令和4年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計歳入歳出決算の認定についての件では、歳入総額1億2,154万6,366円、歳出総額6,111万3,172円、歳入歳出差引残額6,043万3,194円。

次に、認定第2号令和4年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計歳入歳出決算の認定の件については、歳入総額3,366万2,466円、歳出総額1,199万2,079円、歳入歳出差引残額2,167万387円。

2件とも、原案のとおり認定されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、河口湖南中学校組合、7番 三浦直樹君。

**7番（三浦直樹君）** 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

9月21日14時より招集され、定例会が行われました。

議員15名と、会議事件説明のために、渡辺喜久男組合長、小林茂澄鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部の出席がありました。

本会議においては、まず会期が21日の1日間と決定されました。

会議事件の内容としましては、選挙第1号副議長の選挙について、鳴沢村 小林昭一議員が就任されました。

続いて追加日程として、議長辞職について、富士河口湖町 渡辺美雄議員が退任され、さらに追加日程として、議長の選挙が行われ、富士河口湖町 中野貴民議員が就任されました。

次に、議案第4号令和5年度河口湖南中学校組合一般会計補正

予算（第2号）議定について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,248万7,000円とするものです。

続いて、認定第1号令和4年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入合計2億7,630万3,695円、歳出合計2億7,500万3,695円で、歳入歳出差引額130万円で、うち、繰越明許費繰越額0円。実質収支130万円の黒字でした。

次に、同意第2号監査委員の選任に同意を求めることについて、議会選出監査委員の辞職につき、大嵐地区 渡辺国春氏が就任されました。

続いて、同意第3号教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについて、任期満了により船津地区 渡辺君夫氏が就任、鳴沢地区 渡辺厚子氏が再任されました。

いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、青木が原ごみ処理組合議会、3番 渡辺辰也君。

**3番（渡辺辰也君）** 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

11月17日午前9時30分より招集され、会議が行われました。

議員5名と、会議事件説明のため、管理者 渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者 小林茂澄鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議において、まず会期が11月17日の1日間と決定されました。

会議事件は2件あります。

まず、組合議長選挙についての件で、本村の土屋文明氏が選任されました。

次に、令和4年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定の件で、歳入総額4,165万3,000円、歳出総額2,805万2,000円、実質収支額1,360万1,000円となり、原案のとおり認定されました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、青木ヶ原衛生センター議会、2番 渡辺永幸君。

**2番（渡辺永幸君）** 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

令和5年11月17日午前11時より招集され、第2回議会定例会が開催されました。

議員9名と、会議事件説明のために、管理者 渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者 小林茂澄鳴沢村長をはじめ、執行部7名の出席がありました。

会議事件は6件で、内容としましては、日程第1、議長より議席の指定の報告がありました。

日程第2、議長から会議録署名議員の指名が行われました。

日程第3、会期は11月17日1日間と決定されました。

日程第4、諸般の報告としまして、辞職議員の報告が行われました。

日程第5、報告第1号令和4年度青木ヶ原衛生センター一般会計予算事故繰越繰越計算書について、繰越額154万円となっております。令和4年度内に処分できなかったためであります。

原案のとおり、可決することに決定しました。



日程第6、認定第1号令和4年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額6,198万2,000円、歳出総額5,048万1,000円、歳入歳出差引額1,150万1,000円となっております。

原案のとおり、可決することに決定しました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会令和5年第2回定例会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 三浦秀康君。

**1番（三浦秀康君）** 山梨県後期高齢者医療連合議会の報告をさせていただきます。

令和5年10月30日午後1時30分より議員全員協議会、午後2時より令和5年第2回定例会が行われました。

会議は議員25名と、会議事件説明のために、広域連合長 上村英司北杜市長をはじめ、執行部及び事務局12名の出席がありました。

会議は、会議録署名議員の指名が行われ、会期は令和5年10月30日1日間と決定されました。

次に、議長の選挙が指名推選で行われ、韮崎市 木内吉英議員が当選人に定められました。

次に、承認第1号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり承認することに決定されました。

次に、承認第2号令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の件。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出の予算それぞれ1,990万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,499万4,000円とするものであります。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の件。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ8億6,892万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,138億2,028万5,000円とするものであります。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号訴訟上の和解についての件。

内容は、山梨県後期高齢者医療広域連合が令和4年7月に訴えを提起した求償請求事件について、訴訟上の和解をしたいので議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第42号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

◎日程第4 議案第43号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第44号 令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第45号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第7 議案第46号 令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（渡辺正人君） 日程第3、議案第42号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第46号令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男君。

予算決算常任委員長（渡辺次男君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第42号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から議案第46号令和5年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でもありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第42号から議案第46号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第42号から議案第46号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（渡辺正人君）** 起立全員です。したがって、議案第42号から議案第46号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（渡辺正人君）** 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長

からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（渡辺正人君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和5年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月21日

議会議長

署名議員

署名議員